

議会改革調査特別委員会記録

平成25年9月4日（水）

於：第1委員会室

議会改革調査特別委員会記録目次

平成25年9月4日（水）

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告（午前10時4分）	2
議会基本条例の制定について	2
前文について	2
基本設計について	8
散会宣告（午前11時37分）	19

議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成25年9月4日（水曜日）

出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

本日の会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時4分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 本件については、前回の委員間での御協議に基づき、お手元に配付したとおり、事務局が前文の案を作成しております。

この案につきましては、四日市市議会基本条例の前文の枠組みを下敷きに、前回いただいた各会派の御意見をできるだけ反映しながら、文体を平易なです・ます調とするとともに、内容についても市民の方が御理解しやすいものとなっているのではないかと思います。

ただ、各会派の御意見をできるだけ反映した結果、やや長文となっておりますので、その点については改善の余地があるのではないかと考えております。

また、事務局案に対する御意見を書面でいただいた会派については、その書面を配付させていただきます。

さらに、前回、各会派からいただいた前文に規定すべき事項の案と、四日市市議会基本条例の前文を記載した資料もあわせて配付しておりますので、御参照ください。

それでは、事務局案をもとに委員間で御協議をお願いしたいと思います。

まずは、事務局案に対する御意見を書面でいただいた会派から、その趣旨の御説明をお願いいたします。

まず、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 前回、各会派からいろいろな意見があった中で、事務局が苦労して一つの案文にまとめていただいたということで、読めばわかるようになっていて、結構な中身だと思えますけれども、ただ、A4判1ページと、全体としてどうしても長くなってしまったということで、私どもの会派では、文章全体の意味を損なわないところはどこなのかという観点で精査させていただいて、お手元に前文(案)という資料を配付させていただいておりますように、抜いても意味が伝わるだろうという部分を省かせていただいたということです。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 私たちの会派で話し合った結果、不要というか、表現してはいけない部分もあるのではないかとということになりました。

一つは、中核市に関する部分で、前回の会議のときには、やりとりを聞いていて、私もなるほどと考えていたんですけれども、「平成26年度から中核市に移行し」という文言については、こういう表現が移行が終わっても前文に入っているのはよくないのではないかとという意見が出ました。ですから、やはり、変化するものは、あえて表現するよりも省いてはど

うかということになりました。

もう一つは、表現上わかりにくいところがあり、そういう部分を少し省いてはどうかということで、二重取り消し線を引いている部分を削除してはどうかということになりました。

さらにもう一つ、「市民」という言葉が出てくるんですけれども、地方自治法ではあくまでも「住民」になっているのではないかという話がありました。そのことを考えれば、「市民」を全部「住民」に変えてはどうか、その方がはっきりするのではないかということになりました。会派としては、そういう意見です。

また、中段から、市議会の方向性としては2つあって、一つはどういう議会であるかということ、もう一つは「言論の府」などと表現されている部分がありますが、やはり、議会としては2番目の部分が先に来るのではないかと思います。どちらを優先するかということに大きな意味はないのかもわかりませんが、会派の中では、市議会の本分はこちらではないかという意見が出ました。

それから、決してこだわるということではないんですけれども、私たちの会派で議論して問題になったのは、この前文と次に議論される条文というか、各項目との整合性をとらなければいけないということです。そこで、前文だけでは話ができないのではないかということになり、各条文についても、前文と同様、必要ない部分は表現してはいけないのではないかということで、四日市市議会基本条例の項目との突き合わせも若干しました。

ただ、それも十分に議論されていませんので、各項目の議論が進めば、前文についても柔軟に修正していかなければならないのではないかと思います。決して前文だけが独立したものではないという話が出ましたので、今回、案として出させていただいているものも、これがすべてではなく、姿勢として柔軟に対応していくということを意見とさせていただきます。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 この前文のたたき台については、各会派からいろいろな御意見をいただいておりますけれども、言い回しなどは違うとしましても、皆さん、内容的には大体同じような意見だと思います。うちの会派としては、二重取り消し線を引いたところが不要というか、修正してはどうかという形で意見がまとまり、大きな要点として2つ提示させていただきたいと思います。

まず、中段より下で、議会の果たすべきことについて、要は2つの内容があり、「一つ」、「もう一つ」などと表現されていますけれども、数を限定してしまうような言い回しや表現は避けた方がよいと思います。

次に、この前文（案）の前半については、修正していませんけれども、もう少しコンパクトにまとめていただければと思います。少しくどい表現もあると思いますので、もうちょっと内容を要約していただければと思います。

○高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 私どもも、まず一つは、もう少し簡潔にしてはどうかという趣旨で、かなり削っている状況ですけれども、ただ、削れるところは削ろうということで、むしろ、この場で皆さんがこれはやはり必要だということであれば、それは入れたらいいだろうと思います。削っているところにこだわるわけではないですが、趣旨としては、これぐらい簡潔にした方がわかりやすいのではないかと思います。

もう一つは、地方分権の進展だけではなく、社会情勢や経済環境の急激な変化があるだろうということで、2番目の段落の「昨今、地方分権の進展」の次に「社会経済環境の急激な変化」というフレーズを入れたいということです。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御説明も踏まえ、委員間で御協議をお願いいたします。いかがでしょうか。岡林委員。

○岡林 薫委員 うちの会派の意見は、先ほど藤田委員から言っていたんですけれども、先ほど広瀬委員もおっしゃっていましたように、皆さんの御意見を入れていただいたので、読んだとき、本当に長いなというのが第一印象だったんです。

ですから、先ほど大橋委員もおっしゃっていたように、説明したいけれども、こちら辺はもういいんじゃないかというところは少し省いてはどうかと。特にうちの会派で出たのは、最初の部分がちょっと長いと。同じような意味が繰り返されているような気がしますので、最初の部分はもうちょっとコンパクトにできないかという意見が本当に強かったです。

極端に言えば、この文章の半分とまではいかないまでも、3分の2以下ぐらいにおさめるようなイメージで、その方がすっきりとしてわかりやすいのではないかと。やはり、わかりやすいということが一番大事じゃないかと思っていますので、具体的な内容ではないんですけれども、そういったことをお願いしたいと思います。

○清水 薫委員 今おっしゃったように、前半部分がちょっとくどいというのは、私もそういう気がするんです。ただ、会派の中で話をしたときに出了のが、これは議員だけの条例ではないので、議員がわかっても、市民の方が理解できないのでは、なかなか難しい話になると。あくまでも、この議会基本条例、最高規範となるものを、市民の方に読んでわかっていただくということを考えれば、簡潔にすることが必要かという、必ずしもそうではないと。

だれに読んでいただくのか、あるいは、だれに理解していただくのかということから考えれば、議員の立場だったらわかるけれども、市民の立場では何が書いてあるのかわからないということでは、反対になってしまいます。そういう意味では、前文なので、当然、条文とは違う、少しわかりやすい表現にする必要があります。その辺を残した上で、ちょっとくどいとおっしゃっている部分については私もよくわかりますので、そこをうまく整理して、わかりやすい感じの前文にすればいいのかなと思います。

○広瀬ひとみ委員 その部分について言えば、文章は、自分で一から作ると作り直しやすいんですけれども、既にでき上がったものをうまくまとめるというのはなかなか難しいことですし、前回、前田委員から、市民の皆さんが読んでわかりやすい表現にしてほしいというお話もあって、多分、事務局は、そういうことも念頭に置いて書いていただいたのではないかと感じているところなので、ぜひ前半部分を生かしながら、意味を損なわないで、もう少しまとめることができればと思います。

先ほど、清水委員から、前文は後の条文の検討の中でもまた変わってくるのではないかと、条文との整合性も必要ではないかという意見があったんですけれども、これは大きなコンセプトに関する部分だと思います。

後半部分の話なんですけれども、枚方市議会として、2つの方向性を示していますよね。そういう市議会を私たちがつくっていくつもりなのかどうかという議論が要ると思うんです。そのことがあってから、どういう仕組みを具体的な条文の中に位置付けていくのかということ

になるのではないかと感じていますので、改めて会派に持ち帰ったりしながら、この部分について、もう少ししっかりと議論を深めることができればいいのではないかと思います。

○大塚光央委員 いろいろな会派の意見を取り入れて事務局で作られたということで、会派の意見がほとんど網羅されているような案となっていますけれども、先ほど大橋委員からありましたように、できるだけ簡潔にということ削除する部分が多くなっています。前文では決意を示すということですから、ある程度コンパクトにしてほしいというのが一つです。

もう一つは、例えば、四日市市議会基本条例の場合、前文で「議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築する」と書いてあるんです。これは何かというと、やはり次の項目につながっていく、例えば公聴会とか、そういうことになっていくんですけども、先ほど清水委員からもありましたように、ある程度、前文と条項との整合性は大事なので、私どもとしては、こうした部分も割愛させていただいたということです。前文ですから、できるだけコンパクトにということは大切だという気がします。

○堀井 勝委員 一つは、皆さんが既におっしゃったように、できるだけコンパクトにしていただけだと思います。

もう一つは、清水委員からも御指摘がありましたように、地方自治法では「市民」なのか「住民」なのかという論点が大変重要ではないかと。ずっと後ろに出てくるそれぞれの文章にもそういうことがかかわってくるわけで、一定、ここで「住民」なのか「市民」なのかという意思統一をしておけばいいのではないかと思います。

○前田富枝委員 お話を聞かせていただいて、文章をもうちょっとコンパクトにということは私も思うんですけども、第1段落で、「枚方市議会」、「枚方市長」と繰り返し、繰り返し書かれているので、一番最初に「枚方市議会」と「枚方市長」という言葉があれば、もう繰り返さずに、「市議会」、「市長」という文言でもいいのではないと思うんです。

また、今、堀井委員もおっしゃったように、「市民」なのか「住民」なのかという定義については、会派に持ち帰らせていただくのか、ここで一定議論されるのか、それは委員長が決められることなので、またよろしくお願いします。

○高橋伸介委員長 私から清水委員にお尋ねします。

「住民」とされた理由は、先ほどの説明では地方自治法で「住民」となっているからということでしたが、あえて「市民」という概念を外される理由がありましたか。また、他の議会基本条例でそういう例がありましたか。

○清水 薫委員 これはちょっと難しい議論なんですけど、この前文（案）を読んでいて、最初の段落の最後で「市民福祉」という表現が出てきたときに、本当に「市民福祉」という表現でいいんだろうかという話がまず出たんです。

そして、冒頭に「地方自治法に基づき」ということを書いていて、地方自治法は「住民」ということで、「住民福祉」ではないのかという議論が出てきましたが、実際、四日市市議会基本条例や別の議会基本条例でも、みんな「市民」ですね。これは「市民」なんですよ。

だけど、どうなんだろうと。これはまた条文にも出てくるんでしょうけれども、実際に「市民」としたときに、「市民」の定義の問題があるので、その部分をはっきりしないといけないのではないかとということと、やはり、条例を作るんだったら、素直に法律に沿ったらどうなんだろうということ、これを変えましょうという意見になっただけです。

○高橋伸介委員長 「市民」か「住民」かというのは、以前から、（仮称）枚方市市民まちづくり基本条例など、さまざまな行政側の条例で問題となるところですけれども、果たして、そこまで明確な言葉が議会改革の一環を趣旨とする議会基本条例において必要なかどうかという点もあると思います。この点について、この場で議論を深めていくのかどうか、明確な御意見をお持ちの方はおられますか。広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 明確な意見ではないんですけれども、地方自治法が言うところの「住民」は、地方自治の立場に立って語られているということで考えると、都道府県もあれば、市町村もあるということで、それぞれのまちに置き換えてみたときに、枚方市の場合であれば、その「住民」とは「市民」と考えられるのではないかと、私自身は安易に考えていたので、先ほど言われて、そうなのかなと考えていたところです。余り明確ではなく、済みません。

○岡林 薫委員 私も具体的な意見ではないんですけれども、今、ほかの市や県の条例を参考に見ているんです。そうすると、やはりいろいろなんですよ。

例えば、伊賀市議会基本条例では、「市民全体の福利の向上を目指して活動する」云々と、全部「市民」を使っています。また、栗山町議会基本条例の場合は、「町民」という言葉を使っています。三重県議会基本条例の場合は、「本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり」と書いてあって、最後に「県民の負託に全力でこたえていくことを決意し」と、いろいろな使い方をしています。参考までに。

○大塚光央委員 別に明確な考えがあるわけではないんですけれども、個人的な意見を言えば、国民であり、府民であり、市民であり、住民でありという場合に、「市民」と言ったときは、枚方市の市民であると。「住民」と言ったときは、勝手な意見ですけれども、大半の人は、岡本町に住んでいますという感覚だと思うんですよ。

法律違反だったら別ですけれども、そうではないとしたら、ごく当たり前の市民の意識に基づくと、あえて「住民」と変えることの方がどうかと僕は思いますね。これは、かえって何でこうしているのかという説明が物すごく難しい。これは、地方自治法で決まっていますということではないと思います。先ほど急に出されたので、まとまりがない話になりますけれども、僕としては、やはり「市民」とするのが普通の感覚ではないかと思います。

○堀井 勝委員 せっかくの議会基本条例なので、言葉というものをあいまいもこにしておくのは具合が悪いのではないかと。もし「住民」や「市民」に何か違和感を感じるということだったら、「住民・市民」と並列しておくことも必要かなと思います。

○高橋伸介委員長 突然のことでしたけれども、本件については、一定、御意見をいただいたと思います。「住民」という言葉は地方自治法上の用語ですが、ただいま御意見をいただいたように、議会基本条例では「市民」という言葉が一般的なような気がしますので、ここは正副委員長にお預けいただくということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本件については、ただいま申し上げたとおりに取り扱うことといたします。

他にありませんか。清水委員。

○清水 薫委員 冒頭にも申し上げたように、中核市について記述することの是非なんですけれども、各会派の案を見ても、それを消しておられるところもあるし、そのままのところもあります。その時点の事項を議会基本条例に入れるべきなのか、入れるべきではないのかという話では、中核市移行は来年からなので、当然、これを作るときに違和感はないですけれ

ども、中核市移行が終わってしまったときに違和感が出てくるのではないかと。平成26年度に中核市になるという記述があえて要るのかというと、要らないのではないかとというのが会派の意見になったんです。だから、皆さん、その辺のところはどうなのか。

○高橋伸介委員長 私の意見はありませんが、この件はみんなの党市民会議から出ましたので、その経過をお話いたしますと、議会基本条例は、議会側の独自条例で、生き物だろうと。前文の性格からいって細かく規定するものではないですが、やはり、その当時の枚方市議会が端的にどういう状況にあったのか、キーワードでも入れればわかりやすいという意見が結構ありました。中核市移行は、本市にとって一大イベントでありますし、ちょうどその時期にあったことなので、10年後、20年後、前文は変わっているかもわかりませんが、枚方市議会基本条例を第三者の方が読んだときに、ああ、こういう流れの中でできたのかとわかりますので、歴史的なエポックがあってもいいのではないかとということです。

未来に責任・みんなの会さんは、そういう記述は要らないとおっしゃっているわけですが、いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 実は、私どもの会派でも同じような議論がありまして、後々見たときに、「平成26年度から中核市に移行し」という表現はどうなのかという意見がありました。

先ほどは、文脈として問題のない箇所を抜かさせていただいたと説明させていただいたんですけども、この「中核市に移行」という部分については、私どもの会派の議論の中でも、あえてこういう表現で書くのはふさわしくないのではないかと意見がありました。

○藤田幸久委員 うちの会派としては、これはもうこのまま生かしていくという形になったんですけども、今、お話を聞くと、普遍性から考えて、「平成26年度」は必要ないと思います。ただ、高橋委員長がおっしゃいましたように、市の規模を表す言葉として「中核市」を入れるのはいいと思うので、あえて言えば、「平成26年度から中核市に移行し」という表現ではなく、「中核市としての枚方市は」という表現をすればいいのではないかと。

これは個人的な意見です。

○大塚光央委員 今、委員長が御発言されたように、この議会基本条例の契機といたしますか、これを制定したとき中核市になったということですから、申し訳ないですけども、うちの会派は、やはり年度は明記すべきだと思って残しています。

○岡林 薫委員 先ほど、委員長から、何年かたった後に前文が変わっているかもしれないというお話があったんですが、今後、内容の変更というのがあり得ますか。

○高橋伸介委員長 これは次に説明するんですけども、四日市市議会基本条例の場合、一番最後の第9章に見直し手続という規定があり、「一般選挙を経た任期開始毎に」、「この条例の規定について検討を加える」となっておりまして、新しい方たちのフレッシュな御意見を常に取り入れるようなシステムが想定されております。今後、本市議会でどうなるかはまだこれからですけども、もしこのままいけば、いろいろと修正点があっても、変更は可能であるという意味で申し上げました。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ただいま委員の皆さんからいただいた御意見を踏まえながら、正副委員長で調整の上、改めて前文の案を提示させていただきたいと思っております。次回は、その案をもとに委員間で御協議いただいて、前文の内容を確定したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。広瀬委員。

○**広瀬ひとみ委員** 今、次回で前文の内容を確定というお話があったんですが、先ほど、清水委員から、条文との整合性のお話もありましたので、大体確認しておいて、もし何か意見があれば、最終のところでも調整ということは可能だと思ってもいいんですか。

○**高橋伸介委員長** それは十分可能だと思います。

○**高橋伸介委員長** 前文についての本日の協議は、この程度にとどめます。

○**高橋伸介委員長** 次に、枚方市議会基本条例の基本設計について、委員間で御協議をお願いしたいと思います。

次回以降、四日市市議会基本条例を参考に、具体的な条文について委員間で御協議をお願いと思いますが、その前提として、この条文は本市の実情にそぐわないため不要であるという御意見や、逆に、この条文は必ず必要であるという御意見、また、ほかにも必要な条文があるという御意見など、議会基本条例の基本設計にかかわる御意見をお聞かせいただきたいと思います。

それでは、四日市市議会基本条例の構成に沿って、章ごとに議論を進めたいと思います。

○**高橋伸介委員長** まず、第1章総則及び第2章議員の活動原則の2つの章について、協議を行います。

事務局に条文の説明を求めます。五島事務局次長。

○**五島祥文市議会事務局次長** 申し訳ありませんが、着席のまま説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明の前に、まず資料についてですが、右肩に「資料3」と書いておりますものは、以前にも配付させていただきましたもので、四日市市議会基本条例の規定内容を、項目ごとに、簡潔に記載したものでございます。また、資料4は、四日市市議会基本条例の条文そのものでございます。説明の際にあわせて御参照ください。

それでは、第1章総則及び第2章議員の活動原則について、規定内容等を御説明申し上げます。

まず、第1章ですが、第1条は、この条例の目的を規定しています。

具体的には、議会の基本理念等を定めることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託にこたえることで、市政の発展や市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とするとされています。

次に、第2条は、この条例でよく使う用語の定義を規定しています。

具体的には、「市民」、「市民等」、「市長等」の3つの用語について定義されています。

次に、第3条は、この条例の位置付けを規定しています。

具体的には、議会基本条例が議会における最高規範であることを明記しています。

次に、第4条は、議会の基本理念を規定しています。

具体的には、市民から選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、真の地方自治の実現に全力を挙げるとされています。

次に、第5条は、議会の基本方針を規定しています。

具体的には、議会及び市政について市民との情報共有を図ること、議会活動の諸場面において市民参加を推進すること、議員間討議を活性化し、政策立案及び政策提言を行うことの3つとされています。

次に、第6条は、議会の位置付けを規定しています。

具体的には、議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、行政運営に関する監視機能や政策立案機能、政策提言機能をあわせ持ち、予算、決算の議決を初めとした意思決定を行う議事機関とされています。

次に、第2章に参りまして、第7条は、議員の活動原則を規定しています。

具体的には、議員は、市民の負託を受けて選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めること、誠実かつ公正な職務の遂行に努めること、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議会活動について市民への説明に努めることとされています。

次に、第8条は、会派について規定しています。

具体的には、議会活動を円滑に実施するために会派を結成することができるとされ、会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査、研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるとされています。

なお、枚方市議会では、各派代表者会議規程において「「会派」とは、主義主張を同じくする3人以上の所属議員を有する団体をいう」とされていますが、この条文のような、会派の位置付けという点での規定はございません。

第1章及び第2章の説明は、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいま説明のありました第1章総則及び第2章議員の活動原則の条文の要、不要等について、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 私どもの会派では、第1章、第2章については、四日市市議会基本条例で規定されている内容そのまま問題ないという意見になっています。

○前田富枝委員 第1章の第3条に「四日市市市民自治基本条例」云々とありますが、本市は自治基本条例を作っていませんので、その辺はちょっと変更しないといけないと思います。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）第1章、第2章については、皆さん、四日市市議会基本条例を参考にすることで特に問題はないという御意見かと思えます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に、第3章議案及び政策の審議及び調査について、事務局の説明を求めます。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 それでは、第3章議案及び政策の審議及び調査について、順次、本委員会での協議状況や現在の本市議会での取り扱い等を含め、説明させていただきます。

まず、第9条通年議会です。

この条では、定例会を年1回とする通年議会の考え方や、常任委員会の所管事務調査の取り組みについて規定しています。

本委員会では、昨年度、議会が主体的、機動的に会議を開くことが可能になるという観点から、通年議会を導入することに前向きな意見が大勢となり、会議の種類などの具体的な運用については、既に通年議会を実施している四日市市議会での運用方法を参考にすることが確認されております。

なお、専決処分に関する考え方については、議論が一部残されておりまして、実際の施行

時期の検討とあわせて、この委員会でさらに御協議いただく必要があると考えております。

また、常任委員会の所管事務調査については、本市議会においても、既に昨年度より、各委員会で独自にさまざまな取り組みがなされているところでございます。

次に、第10条議会の議決事件です。

この条は、議会の監視機能強化のため、地方自治法第96条第2項に基づく市独自の議決事件として追加する事項を規定しているもので、第2項では、その対象となる計画等が挙げられています。

なお、本委員会においては、昨年度、さまざまな計画を例に挙げ、議論がなされましたが、最終的には、都市宣言や海外友好都市提携など、これまで事実上議決を行ってきたものを明文化するほかは、案文作成作業の中で改めて検討することとされております。

次に、第11条政策提案の説明要求です。

これは、市長が重要な政策等を提案する際に、その背景や目的、効果などを議会に説明するよう求めることを規定しているもので、本委員会においては、昨年度、委員協議会の資料の記載事項を統一するよう求めるにとどめ、ここに規定されているような具体的な項目は、案文作成作業の中で検討することとされております。

次に、第12条質問です。

この条は、一般質問や代表質問という質問の種類を明記するとともに、一問一答方式や、通告制に関して規定しております。

なお、御承知のとおり、本市議会では、一般質問において、既に選択制での一問一答方式を採用しています。

次に、第13条反問権です。

この条は、議員の質問に対し市長等から反問することができることを明文化するもので、本委員会においては、昨年度、反問権を規定するという方向性は確認されましたが、その内容については、質問の趣旨を確認するためのものにとどめるのかなどの議論が残されており、これも案文作成作業の中で検討することとされております。

次に、第14条発言の取消し勧告です。

発言の取消しとは、会議で行った記録に残すべき発言を、本人の申し出に基づき記録から抹消する手続を申しまして、会議規則にその規定がございますが、この条では、本会議や委員会において不穏当な発言がなされた場合、議員のみならず、理事者も含め、議長、委員長がそれを取り消すよう勧告できる旨を規定しているものです。

なお、これまで、本委員会では、この点に関しては協議されておられません。

次に、第15条専門的知見の活用です。

本条では、議員間討議に反映させるため、平成18年の地方自治法改正で盛り込まれた、議会による専門的知見の活用の一環として、議案審査や市の事務調査に関し、学識経験を有する者などによる調査活動を活性化するよう規定しています。

次に、第16条文書質問です。

本条では、本会議開催中に行われる一般質問とは別に、議長を経由して議員が文書で質問できる旨を規定しています。

現在、本市議会では、こうした取り組みはなく、本委員会でも、これまでに協議の対象と

はなっておりません。

次に、第17条附帯決議です。

附帯決議とは、本会議や委員会での議決のときに、その議案に対して付随的に付けられる議会側の意見、要望の決議のことをいいます。

本条は、附帯決議が付けられた場合における理事者側の対応を規定しているもので、この点については、これまで本委員会では議論されておりません。

次に、第18条採択請願への対応です。

本条は、議会が採択した請願に関して、理事者に対し、その趣旨を実現するよう努めるとともに、議会に事後対応状況等の報告を行わなければならないと規定しています。

本市議会の現状としては、採択した請願で、その処理経過を求めるとしたものについては、会議規則に基づいて、毎年度末に理事者より報告を受け、全議員にその写しを配付しているところでございます。

最後に、第19条政務調査費です。

本条は、政務調査費を有効活用して積極的に調査、研究を行うとともに、その使途については議員が説明責任を負う旨を規定しています。

本委員会においては、一昨年度に協議が行われ、交付金額の据え置きや、交通通信費での案分率の導入などが確認されました。

なお、御承知のとおり、地方自治法の一部改正に伴い、昨年度の各派代表者会議で改めて協議が行われ、今は「政務活動費」と条例が改正され、使途基準も一部改められております。

第3章の説明は、以上でございます。

○高橋伸介委員長 ただいま説明のありました第3章議案及び政策の審議及び調査の条文の要、不要等について、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。清水委員。

○清水 薫委員 確認の意味で質問させてほしいんですけども、先ほどの事務局の説明では、第13条反問権については、もう条例の中に規定することは決まっているということでした。会派内の議論では、時期尚早であるため、あえて規定はしないというニュアンスもあったんですけども、再度、確認させていただきたいと思います。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 中間報告書では、「反問権を付与する方向性だけを確認するにとどめ、来年度に予定している議会基本条例の案文作成作業の中で、改めて反問権の内容について協議すること」とされております。

○清水 薫委員 そのニュアンスがはっきりとはわからなかったんですけども、会派の中で出た意見だけを申し上げますと、反問権は要らないのではないかということでした。

今、枚方市議会では、時間をかけて行政側と趣旨の確認をしているのではないかと、そういう中で、あえて反問権が要るのはなぜかという意見が出ましたので、あくまで会派としての意見としては、別に反問権を規定する必要はないと。

もう一つは、第16条文書質問についても、その意味合いを考えたときに、あえて必要とする理由がはっきりとはわかりませんでした。

今の枚方市議会と言えば、議員個人の一般質問の時間もきちんととってもらえています。そういうことから考えると、あえて文書質問をしなければならないのはなぜか、ちょっとわからなかったもので、会派の意見としては必要ないということになりました。

○大塚光央委員 これまでの議論の経過を踏まえてということになるんだろうと思いますけれども、先般、四日市市議会の視察をさせていただいて、通年議会が本当に機能しているのか、どうということが議会の活性化につながっているのか、いろいろと聞かせていただいたところからすると、今の枚方市議会の運営で十分ではないかという気がするんです。

ましてや通年議会となりますと、特に執行機関との調整も十分に予測されますし、あえてこの時期に通年議会を規定することがどうかという気はしています。

もう1点は、先ほど言われた反問権の問題なんですけれども、議会の活性化ということからいきますと、やはり、反問権が一つの大きな起爆剤になるような気がするんです。

もちろん議員同士の論議がまず前提になってきますけれども、その場も含めて、反問権というものをある程度認めていくことが議会の活性化にもつながっていくという気がします。どういう形であろうと、ぜひ反問権を認めていくべきではないかというのが私の思いです。

○堀井 勝委員 まず、これからの時代ですから、私は、また私の会派では、やはり通年議会がよいと思っています。

それから、ただいまの反問権の問題です。

これについては、いずれまた議論しないといけないとは思いますが、理事者側は、相当な資料なり、裏付けなりをお持ちで、いろいろと調査してこられると思います。しかし、我々議会には、そういう綿密な資料もありませんし、調査されたものも蓄積されていません。議会事務局がもっと充実、強化されたら、そういうことも十分に考えられるでしょうけれども、今の段階ではちょっと時期尚早ではないかと思います。

それから、先ほど清水委員から出ておりました文書質問ですね。

今は3人以上でなければ会派として認められないわけで、2人や1人の場合は所信表明といったものに対して代表質問ができないんですね。代表質問ができなかったり、予算・決算審査において質疑ができなかったりという状況の中では、やはり、理事者に対する文書質問というものが議員にあってもしかるべきじゃないかと思います。

○前田富枝委員 反問権については、先ほど事務局からも説明がありましたように、反論するのか、質問の趣旨を確認するのかという2つがありましたよね。反論まで認めるのは難しいという意見も中間報告に記載されていたと思います。

その条文の内容についてはまた追ってということになると思うんですけれども、中間報告にまとめたという経過がございますので、反問権は規定すべきだと思います。

先ほど清水委員と堀井委員からお話がありました文書質問については、一般質問において、今、全議員に1人30分という時間が与えられている中では、必要ないという意見です。

○藤田幸久委員 通年議会については、先ほど堀井委員からもありましたけれども、議会改革を進めているわけでありますので、うちの会派としましても、やはり規定していくべきではないかと考えております。細かい内容については、これから詰めていけばいいと思います。

通年で議会をやっていると、市民の方にも、議員の活動や意気込みという部分も伝わると思いますので、通年議会の規定はしっかりと入れていきたいと思います。

反問権に関しましては、内容はこれからで、どこまで反問の許可をしていくかという部分があると思うんですけれども、趣旨確認までの内容でしたら規定してもいいと思います。

文書質問に関しては、会派に所属していない議員の方には代表質問の機会や、予算・決算

審査において質疑の機会がないという御意見もありますけれども、一方、1人30分という一般質問の場がありますので、この点について会派でしっかりと詰めてはいないんですけれども、私個人としては、そういった機会をしっかりと活用していただければと思います。

○清水 薫委員 四日市市議会に行って、文書質問の話を聞いたときに、向こうの方の答えは、一般質問を補完するものであると。堀井委員は、代表質問など、いろいろとおっしゃったんですけれども、そうではなく、四日市市議会が考えている文書質問は、要は、休会中に一般質問を補完するもので、その質問内容というのは、あくまでも一般質問の領域のものである、そういうことをおっしゃっていたと思うんです。

今、一般質問は、全員に30分ずつ平等に与えられて、議会と議会の間も、自由に理事者を呼んで、いろいろと聞けますよね。

また、四日市市議会では、文書質問とその答弁は全議員に配付するとおっしゃっていたことを考えると、文書質問をあえて規定することが本当に必要なのかと感じました。

○堀井 勝委員 国と地方自治体とは大いに違うと思うんですけれども、国会ですと、各党派ごとに質問時間の割り当てがあって、その域を出られません。

例えば、かつて鈴木宗男さんという国会議員がおられたと思うんですけれども、この方は、会派に属してなくて、質問時間がないわけです。しかし、国民から、有権者から選ばれたれっきとした国会議員なんです。この人にとって、国政についてただすチャンスは、もしこういう文書質問がなければ、一切何もないという事態が起こっていたわけです。

しかし、鈴木宗男さんという国会議員は、年間に160回から180回ぐらい内閣に対して文書質問をしました。それは議事録として残り、国民に、有権者に公開されます。これが国会議員の役割であると私は思っているんです。

今、枚方市議会では、3人以上で会派を結成しないと代表質問ができない。しかも、重要な予算・決算特別委員会に出席できないということを、我々が決めているわけです。

そこに出席できない人たちも、三千数百人の有権者から支持され、バッジを付けて、この議会に出てこられているわけですから、当然、みんなと同じような権利があつてしかるべきだと思うんですけれども、それが制限されているということでは、やはり、文書質問なりで質問していく、それをまた市民に公開していくということではなければ、議員としてどういう活動をしているのか、有権者にも、市民にもわからないので、この文書質問は必要ではないかと私は思います。

○広瀬ひとみ委員 四日市市議会を視察させていただいて、こういう形で文書質問をしているという説明も聞かせてもらったんですけれども、文書質問については、もう一つぴんどこないとか、その必要性がどこにあるのか、会派を構成している私たちの議員団からすれば、どうしても必要な項目なのかという点では合意にまで至っていないというのが現状です。

ただ、堀井委員が言われているように、会派を構成されていない議員の方が質問の機会がもっと必要だと思われるのかどうかというのは、御意見を聞いていないので判断できないところなんですけれども、私どもの会派としては、基本的にはそういう意見です。

反問権についても、前年度の特別委員会の議論の中で基本的に付与してこうという流れになっているところなんですけれども、やはり、市長は膨大な情報量を持たれていると。議会と市長の関係は対等、平等といっても、市長、執行部にはそうそうたるメンバーがいて、現状

では、議会と理事者側の情報量にはまだ雲泥の格差があります。

そういう中で、反問権としてどの程度の中身を規定するのかというところでは、やはり、先ほど言われたように、趣旨を確認する程度であればいいけれども、それ以上の突っ込んだ反問ということになると、議会側の質問にもかかわらず、市長、執行部に力を与えてしまうことになるのではないかという懸念が、意見として出されておりました。

○高橋伸介委員長 整理しますと、基本的に、通年議会や反問権については、中間報告の中で、中身はどうであれ、検討していこうという流れに既になっておりますので、項目として外すことはちょっと難しいと思っております。

ただ、この2年間で議論してこなかったものが、文書質問など、あと何点かあるんですが、文書質問につきましては、次回も引き続き検討するという取り扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかの条文については、皆さん、四日市市議会基本条例を参考にすることで特に問題はないという御意見かと思えます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に、第4章市民との情報共有及び第5章市民参加の推進の2つの章について、事務局の説明を求めます。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 それでは、第4章市民との情報共有、第5章市民参加の推進について、御説明申し上げます。

まず、第4章の第20条情報共有です。

この条では、市民等に対し議会に関する情報を公開し、情報の共有に努めることを規定しています。

本委員会では、昨年度、これに関連すると考えられるものとしては、傍聴者に提供する資料の在り方やホームページの充実について協議された経過がございます。

なお、資料の在り方については、現在の取り扱いに特に不都合はないことが確認されております。

次に、第21条会議の公開です。

この条では、本会議のほか、常任委員会等の会議を原則公開とするとともに、市民等の傍聴を促進する取り組みを積極的に進めることが規定されています。

ちなみに、本市議会の現状について申し上げますと、まず、本会議については、地方自治法で公開が義務付けられており、どの地方議会も同様に、秘密会を除いて公開しなければなりません。

常任委員会及び特別委員会については、委員会条例において委員長の許可制と規定されておりますけれども、例えば、年度の初めに1年を通しての取り扱いを御協議いただくことにより、実際は原則として許可する取り扱いとなっております。

議会運営委員会については、申し合わせで「傍聴は原則として許可するが、議会運営に係る事項のみを議題とする場合は不許可とする」とされております。

このほか、各派代表者会議や議会報編集委員会については、それぞれ規程が定められており、いずれも「非公開とする」と明文化されています。

委員協議会については、常任委員会と同様でございます。

また、市民等の傍聴を促進する取り組みとしましては、本委員会においても議会傍聴の周知方法について協議がなされており、市役所本館1階の市民課前待合ロビーに設置された市

政情報モニターにおける議会傍聴の呼びかけを継続することなどが確認されています。

次に、第22条議長の情報発信です。

この条では、議長は、議会における決定事項について、積極的な情報発信に努めることを規定しています。

本市議会においては、議決結果や会議の開催情報を迅速にホームページに掲載するなど、情報発信に努めているところでございます。

次に、第23条報告会等です。

この条では、報告会等を行う場を設け、情報提供及び情報共有に努めることを規定しています。

なお、本委員会では、昨年度、議会報告会等の市民と直接対話する機会について、協議がなされました。

その中では、議会の議決内容や審議経過の報告に加え、積極的に市民の意見を聞くものにするという方向性のみ確認されていますが、詳細な実施方法等については、案文作成作業の中で改めて検討するとされております。

次に、第5章の第24条公聴会等です。

この条では、本会議や委員会において、公聴会制度及び参考人制度を活用して、有識者、市民等の識見等を討議に反映させるよう努めることを規定しています。

次に、第25条市民意見の反映です。

この条では、議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施など、さまざまな手法により市民等の意見を反映させることに努めることを規定しています。

次に、第26条請願趣旨の聴取です。

この条では、委員会は、請願審査に当たり、紹介議員または請願者からの意見聴取の機会を設けることができると規定しています。

本市議会では、紹介議員に関しては、もとより質疑を行う運営が既に行われておりますが、請願の取り扱いについては、本委員会でも昨年度に協議がなされており、請願者本人にも請願趣旨説明を行う機会を設けるとともに、質疑もできるようにすべきと確認されています。

さらに、請願者が希望した場合は意見を述べる機会を設けるよう、この基本条例に明確に規定した後、実際の運用を開始すべきと確認されております。

第4章及び第5章の説明は、以上でございます。

○高橋伸介委員長 ただいま説明がありました第4章市民との情報共有及び第5章市民参加の推進の条文の要、不要等について、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。堀井委員。

○堀井 勝委員 以前からこだわっていて申し訳ないんですけども、第5章の第26条請願趣旨の聴取で、「請願」という言葉そのもの、これは非常に古い言葉だなと。主権在民であるのに、その主権者がなぜ議会に対して請願しなければならぬのか。

もし、法律上、どうしても「請願」という言葉を使わなければならないのであれば、こういう趣旨ですという括弧書きをしていただきたいなど。主権者に対して請願させるというのは、これはいけないと私は思っています。

○大塚光央委員 先ほど前文のところでも申し上げたんですけども、四日市市議会基本条例

の前文に規定されている内容に即して、例えば報告会や公聴会が規定されていると思います。

ですから、私どもとしては、その部分を割愛してはどうかと申し上げました。中間報告では、報告会について、あいまいな形になっているので、そのことを条例化するのは、ちょっと意味がないのではないかという気がします。

公聴会も一緒です。この部分については、要らないのではないかということです。

○清水 薫委員 第23条報告会等については、今、大塚委員もおっしゃったように、中間報告があいまいということなので、確認で申し訳ないんですけども、条例に規定するということはもう決まっているわけですか。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 中間報告では、「議会の議決内容や審議経過の報告に加え、積極的に市民の意見を聞くものにするという方向性だけを確認するとどめ」たものの、「改めて詳細な実施方法等について検討するということで、委員の意見が一致」したことが記載されておりまして、条例に規定するという方向性はもう確認されておりまして。

○清水 薫委員 四日市市議会の実情を聞いても、あるいは、昨年来の議論を聞いても、余り意味がないように思えることもあって、会派の中では、必要ではないという意見が出ました。先ほどの大塚委員の発言と一緒になんですけれども、前文との連動の問題になってくるだろうと思いますので、ちょっと表現に工夫が要るのではないかと。

また、第5章の第25条市民意見の反映については、四日市市議会では、パブリックコメントや議会モニターなど、いろいろなことをされているようですけれども、前提として議員提案条例を積極的に提出していくような環境にあるならば、あえてここまで書く必要が本当にあるのかどうか、十分に議論する必要があるという意見がありました。

○岡林 薫委員 先ほど前年度の中間報告についてお伺いしましたけれども、第23条報告会等に関しては、会派の中では、前年度の経過を聞きまして、そして、いろいろなやりとりをする中で、今おっしゃっていた内容と同じように、余り意味がないのではないかと、必要ないのではないかとという意見が多かったようです。

○広瀬ひとみ委員 若干混乱していますが、中間報告にまとめられて、その文章表現も含めてこれでいいという確認が特別委員会という場でなされて、議場でも報告されて、その前提で、この引き続きの特別委員会では、条文の議論をしていきたいと思いますという話だったと思います。

ところが、その根本のところ、そういう意味合いではなかったんだという議論になると、どこから議論をしたらいいのかという話になってくるんですけれども。

ただ、まだでき上がっていないので、皆さんが、中間報告で一旦はまとめられたけれども、やはり、前回の議論の中ではまだまとめ切れていない意見があるということであれば、その部分は、持ち帰って改めて議論させていただきたいと感じているところです。

○高橋伸介委員長 先ほどの文書質問については、今まで余り議論してこなかったもので、一旦議論を深める必要があるかと思っています。しかし、中間報告で既に議論していることについては、基本的に、項目自体は全部上げて議論していくべきであろうと。この第4章、第5章については、そのたぐいのものだと思います。例えば、報告会等についても、いろいろと意見がありましたけれども、それは今年度に議論を深めていこうということでした。

今、議論しているのは、項目として省くかどうかということなんですけれども、中身については、これから皆さんの御意見を反映できると思いますので、項目として一旦上げておい

て進めていくということで、いかがでしょうか。

この項目はどうしても要らない、削りたいということなのか、それとも、項目は置いて、中間報告の流れで議論を深めていこうということなのか、そういう意味で、項目として特に問題はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）第4章、第5章についても、皆さん、四日市市議会基本条例を参考にすることで特に問題はないという御意見かと思えます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に、第6章議員間討議及び政策提案について、事務局の説明を求めます。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 それでは、第6章議員間討議及び政策提案について、御説明申し上げます。

まずは、第27条議員間討議及び意見集約です。

本条は、議員が会議において自分の考えを丁寧に発言するとともに、他の意見にも真摯に耳を傾け、議員間討議を尽くすべきと規定しています。

また、議長、委員長は、その討議を中心とした会議運営を行い、意見集約に努めるものと規定しています。

本委員会では、昨年度の協議の中で、議案審議における議員間討議については、本会議での導入は難しい側面があるため、まず常任委員会で導入していくことが確認されています。

なお、本市議会では、議会運営委員会や常任委員会の所管事務調査、もちろん、この議会改革調査特別委員会においても、委員間での討議による運営が既に行われているところでございます。

次に、第28条政策提言等です。

本条は、議会として、前条の議員間討議を生かすため、集約された意見を政策提言や条例制定の提案につなげていくよう努めるものと規定しています。

次に、第29条調査機関の設置です。

第3章の第15条で御説明申し上げた専門的知見の活用は、議案審査や市の事務調査のためのものでございましたが、本条は、それらに係るものを除く、例えば議会活動に関する調査等のために、議決により学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる旨を規定したものでございます。

次に、第30条議会意見の尊重です。

この条は、予算、政策の策定過程において、市長等が議会の意見を最大限尊重するよう求めることを規定しているもので、本委員会が昨年度に協議され、本年度より取り組まれた第3回定例会会期中での決算特別委員会日程の設定については、次年度当初予算の編成時において前年度決算に係る議会の意思を反映させるためのものとして、この条の趣旨に合致しているものではないかと考えております。

最後に、第31条議員研修です。

本条は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上のため、議会として積極的に研修を行うと規定しているものです。

本市議会では、御承知のとおり、本年度は8月8日の午前、午後にわたり2項目の議員研修が実施され、次回の議員研修も10月13日に予定されています。

そのほか、委員派遣も含め、現地視察もその時々に行われるなど、活発な取り組みがなさ

れているところでございます。

第6章の説明は、以上でございます。

○高橋伸介委員長 ただいま説明のありました第6章議員間討議及び政策提案の条文の要、不要等について、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。堀井委員。

○堀井 勝委員 まだ確定もしていないのに先走って言うのも何ですけれども、きのうの各派代表者会議の中で、総合計画審議会への参画をどうするかという問題が出ていたと思います。

議案を審議する側が審議会に出て答申するというのは、本当にイレギュラーな話なので、当たり前のことだとは思いますが、これをなくすと、総合計画などの重要な案件について、議員間での十分な議論を反映する場所がなくなるという懸念があるわけです。

そういう意味では、第30条に議会意見の尊重とあるように、全員協議会などを行って、そういうときの議会の意見を尊重してもらえようような条文を、やはり作っておく必要があるのではないかと思います。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）第6章についても、皆さん、四日市市議会基本条例を参考にすることで特に問題はないという御意見かと思えます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に、第7章政治倫理及び議員報酬、第8章議会事務局等の充実及び第9章見直し手続の3つの章について、事務局の説明を求めます。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 それでは、第7章政治倫理及び議員報酬から、順次、御説明申し上げます。

まず、第32条政治倫理です。

本条では、議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めるべきことを、政治倫理の基本事項として規定しています。

なお、本委員会では、せんだって政治倫理条例の制定について協議されましたが、この条文にあるように、まずは基本条例の中で規定することから始めることが確認されています。

次に、第33条議員報酬です。

本条は、議員報酬の考え方について、市民の負託にこたえる議員活動への対価と規定するとともに、その改定に当たっては、公聴会の活用等により、市民等の意見聴取とその反映に努める旨、規定しています。

本委員会においては、一昨年度に議員報酬を含めた経費面について、その在り方の協議が行われ、当分の間、議員報酬を6%削減する議案を提出し、平成24年4月から施行されているところでございます。

次に、第8章議会事務局の充実に参ります。

第34条議会事務局です。

本条は、議員の政策立案及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化と組織体制の充実に努めるものと規定しており、事務局職員の行動原則についても規定しています。

本委員会では、昨年度に議会事務局の機能強化について協議がなされ、議会が監視機能と政策提言・立案機能をあわせ持つ議事機関として積極的な役割を果たすために、議会事務局の調査機能や政策法務機能の強化を図っていくという方向性が確認されております。

次に、第35条議会図書室です。

本条は、議員の調査、研究のため、地方自治法に基づく議会図書室を設置する旨と、その

充実と一般利用について規定しています。

本市議会では、事務局の奥に議会図書室を設置しており、常時、充実した図書配備に努めているところでございます。

また、これとは別に、本市議会独自の取り組みとして、議員調査資料室も設置し、会議録や議案書などの資料を配置するとともに、検索用のパソコンも設置するなど、設備の充実を図っているところでございます。

最後に、第9章見直し手続に参りまして、第36条でございます。

本条は、4年ごとの議員の一般選挙後に、基本条例の規定に係る検討を加えることとし、見直しの判断については、市民等の意見を聴取することと規定しています。

第7章から第9章までについては、以上でございます。

○高橋伸介委員長 ただいま説明のありました第7章政治倫理及び議員報酬、第8章議会事務局等の充実及び第9章見直し手続の条文の要、不要等について、委員間で御協議をお願いします。いかがでしょうか。大塚委員。

○大塚光央委員 特に第8章、これを条例化すると、議会は、議会事務局等の充実のために何をするのかということが問われます。四日市市議会基本条例でも、こういう表現がしてありますけれども、実際に何をするのかという話をまたすればいいわけですか。（「はい。」と高橋委員長述べ）わかりました。

○高橋伸介委員長 他にありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）第7章から第9章までについても、皆さん、四日市市議会基本条例を参考にすることで特に問題はないという御意見かと思います。

○高橋伸介委員長 それでは、枚方市議会基本条例の基本設計についての協議は、この程度にとどめます。

○高橋伸介委員長 次回以降、いよいよ議会基本条例の条文について御協議いただくこととなりますが、基本的には章単位で議論を進めたいと考えております。

つきましては、次回までに、四日市市議会基本条例を参考に、第1章総則及び第2章議員の活動原則について、会派内で御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、先ほど議論となりました文書質問についても御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

○高橋伸介委員長 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

（午前11時37分 散会）

委員長 高橋伸介

議長 有山正信